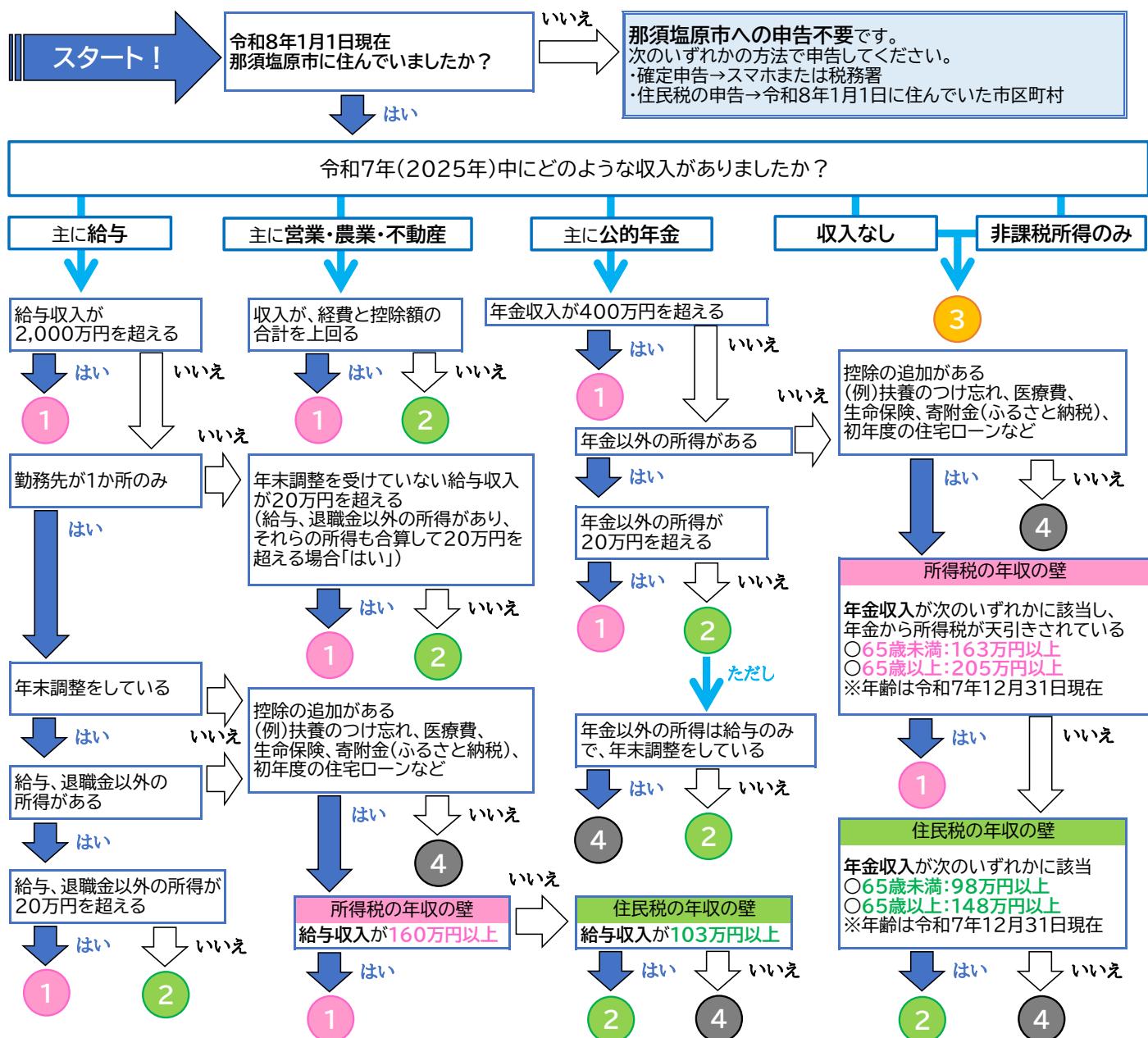


令和8年度(令和7年分)申告フローチャート

申告には、確定申告(所得税の申告)と住民税(市県民税)の申告、2種類あるってご存知ですか？
あなたは申告が必要？申告の種類は？下のチャートで確認してみましょう！



判定結果

判定	結果	スマホ申告	申告提出・相談先	注意事項
1	確定申告が必要です。	「e-TAX (イータックス)」	大田原税務署 または 那須塩原市課税課市民税係	◆所得税の確定申告書を提出した場合、住民税の申告は不要です。 確定申告書の2表の「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する場合は必ず記入してください。 ◆申告で控除を追加することにより所得税や住民税が還付になる可能性があります。しかし、源泉徴収税額(源泉徴収票に記載の、給与や公的年金から天引きされている所得税)によっては控除を追加しても還付にならない場合があります。
2	住民税の申告が必要です。	「eLTAX (エルタックス)」	那須塩原市課税課市民税係	所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付申告を行う場合は、 大田原税務署への確定申告書の提出が必要となります。
3	住民税の申告が必要になる場合があります。	「どこでも窓口」	那須塩原市課税課市民税係	次に該当する方は「住民税の申告」が必要です。 ・18歳以上の国民健康保険加入者 または後期高齢者医療保険加入者とその世帯主 ・65歳以上の介護保険加入者 ・所得証明書や所得・課税証明書などの税の証明書が必要な人 ・年金や児童手当などの各種手当・給付に関する申請をする人
4	確定申告及び 住民税の申告は 不要です。			所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付申告を行う場合は、 大田原税務署への確定申告書の提出が必要となります。

※上記は一般的な例です。内容によって申告方法が異なる場合があります。